

令和7年度第5回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議報告書

日時：令和8年3月24日（火曜日）14：00～16：10

場所：箱根町役場本庁舎4階 第1～3会議室

出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】

高井正委員長、石村光稔委員、佐藤守委員、宮地博篤委員、元波英敏委員、勝俣直人委員、安藤万奈委員、池島祥文委員、伊集守直委員

【箱根町】

関田企画観光部長、村山総務部長、山内企画課長、菊池観光課長、高木財務課長、飯野税務課長、辻満財務課副課長、杉山企画課副課長、企画課特定政策係鈴木・上田

傍聴人：3名

【会議概要】

企画課長

1 開会

それでは、令和7年度第5回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催させていただきます。議事に入るまでの進行を務めます企画課長の山内です。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、資料の確認ですが、事前に次第、委員名簿、資料1, 2及び参考資料1～4を送付していますが、不足等はありませんか。なお、これまでと同様、会議録作成のため、音声認識システムを使用します。また、会議は公開で行いますので、傍聴者の方は会議の円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に移りますが、検討会議の委員長であります高井委員からごあいさつをいただき、引き続き、議事の進行につきましてもお願いします。

委員長

2 委員長あいさつ

皆さんこんにちは。本日は暖かな陽気ですが、春になり、箱根を訪れる観光客も増えてくるのではないかと思います。

この検討会議は、次回が最終回の予定となっておりますが、引き続き、活発な議論をお願いします。

前回2月の会議では、町が実施したアンケートの結果や専門部会の報告を踏まえ、宿泊税の制度内容（案）について検討いただいた結果、現時点での案をもって、国に相談してもらうこととしました。そこで、1つ目の議題では、国への確認結果を踏まえ、これまでの検討経過をまとめた検討会議の報告書（案）を確認していただきたいと思います。なお、検討会議から報告書を提出した後、それを受けた町が制度の詳細を検討して条例案を作成し、議会の議決後に総務省との協議を行うことが正式な手続きとなりますので、今回の確認結果は、総務省の担当者への相談結果だという点は留意いただきたいと思います。

そして、2つ目の議題では、去年の検討会議の宿題となっていました、全ての観光客から広く負担をいただく方策について、皆さんと意見交換したうえで、報告書に追加して盛り込む内容があるか議論していただきたいと思います。

3 議 題

（1）検討会議の報告書（案）について

委員長

それでは、議題（1）検討会議の報告書（案）についてですが、まずは国への確認結果等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

事務局から資料1及び参考資料1をもとに、先行団体の調査結果と、総務省への確認結果等を踏まえた制度内容（案）について説明した。

委員長

ただいまの報告のうち、特に税収の使い道について、この検討会議で議論してきた観光まちづくりを使い道とする場合には、目的税ではなく、普通税で導入する必要があるということで、この点はこれまで全ての先行団体が目的税で導入している中で、大きく異なる点だと考えます。このことに関して、D委員からも補足説明があるとのことなので、普通税での導入に当たっての考え方について説明をお願いします。

D委員

事務局から説明があったとおり、これまで議論を重ねてきた観光まちづくりの対象範囲への活用という点を踏まえる

と、現行の制度運用上、目的税での導入は難しいため、箱根町が普通税として位置付ける場合の考え方をまとめた資料を作成したものです。なお、参考資料として、町から提供いただいた基礎データを添付しています。

冒頭は省略し、2町の財政状況と財源確保の必要性のうち、(1)町の財政構造では、他団体と比べて税収が豊かな一方、多くの観光客の来訪に伴う多額の財政需要が生じており、その結果、地方交付税の不交付団体でありながらも厳しい財源不足に直面しているとしています。

次に、(2)今後の財政収支見通しでは、観光客の受入れに伴う歳出だけでなく、公共施設の維持更新や人件費の増加が財源不足の大きな要因の一つとなっており、それらに対応していくためには、構造的な財政問題の要因となっている観光客の来訪に伴う財政需要を満たす財源を安定的に確保していくことが重要であるとしています。

最後の(3)これまでの取組みと宿泊税導入の関係では、行財政改革の取組みや固定資産税の超過課税を行ってきても、構造的な財源不足を解消できていないため、新たな財源として宿泊税を導入する必要があるとしています。

そして、3宿泊税の制度設計のうち、(1)課税客体としての宿泊行為では、観光客を捕捉する方法について、地理的な特性から入域税という方法が困難な中で、年間2,000万人の観光客のうち宿泊客は400万人程度だが、滞在日数・時間が多く、観光消費額も大きな割合を占めていることから、現実的な手法として宿泊税を採用することは一定の合理性をもつとしています。

次に、(2)法定外税普通税としての導入では、先ほど町から説明があったとおり、使い道は観光振興に限定せず、救急消防、ごみ処理、下水道などにおける財政需要も賄っていかなければならないが、これらは観光客と住民とを区別することができない一般行政サービスのため、目的税ではなく普通税として導入する必要があるとしています。なお、下の表は、税収や歳入総額に占める宿泊税収の割合を示していますが、箱根町の場合、先行団体より宿泊税収の割合が大きい点からも、宿泊税を幅広い一般行政サービスを賄うための財源として位置付ける必要性が確認できると思います。

最後の(3)税率設定の考え方ですが、一般行政サービスを賄うことから、応益課税の性格を有するとの位置付けにな

ります。定率制で実施している先行団体もありますが、宿泊料金は必ずしも宿泊者の経済力の大きさと直接結びつくわけではないため、滞在中に受ける一般行政サービスに対応した負担として、定額制で、宿泊日数に応じて負担してもらうことが望ましいのではないかと整理しています。

委員長

事務局やD委員からの説明内容について、質問や確認事項等があればお願いします。

B委員

D委員の説明では、宿泊税は定率制ではなく定額制がふさわしいということでしょうか。また、倶知安町は定率制で導入していますが、箱根町とは考え方が異なるということでしょうか。

D委員

個人住民税や固定資産税も行政サービスから受ける利益に応じて負担する応益課税に位置付けられますが、住民は基本的に365日そこに住んで行政サービスを受けているため、受益の程度を推定するために所得や固定資産などを結び付け、一定の率で負担してもらう仕組みを採用しています。これに対し、宿泊税の場合、宿泊客は、宿泊期間中は、住民のような位置付けで行政サービスを受けますが、定額制であっても宿泊日数に応じて税負担が増えていくため、結果的に、個人住民税等の定率制と同様に受益に応じた負担をしていると整理することは可能だと考えられます。

また、定率制のように、高額な宿泊施設の宿泊客は経済力が高いため、より多く負担してもらうという考え方もできなくはありませんが、宿泊料金は必ずしも宿泊者の経済力の大きさと結びつくわけではない点は注意が必要です。なお、倶知安町の場合は、目的税で使い道を観光振興に限定しているため、高額な施設に宿泊すれば、それだけ観光に対する利益を受けると整理で、応益課税よりも受益者負担に近い考え方で、受益と負担の対応関係を結び付けていると考えられます。

B委員

この検討会議では、今回一律定額制を提案していますが、個人的には、インフレ対応等を考慮すると、将来的には定率制も含めて検討する可能性もあると考えていました。しかし、税の考え方としては、普通税の場合、定率制はすぐわないと

ということになるのでしょうか。

D 委員

税の考え方としては、あまりそぐわないですが、今回は基本的な考え方を整理したもので、普通税は定率制にできないということではなく、最終的に合意が得られるのであれば、不可能ではないと思います。

委員長

宿泊客の経済力を把握することは困難であるが、箱根町においては、定額制であっても、宿泊日数が増加することで、一般行政サービスの受益が大きくなるのに伴って税負担も多くなるため、応益課税として整理することが可能であるということだと思います。

E 委員

資料1の確認ですが、令和10年度以降の所要額について、基金創設分を加えて14.1億円程度とした場合、現在の税収見込額を上回ることとなりますが、差額はどのように対応する考えなのでしょうか。

事務局

所要額14.1億円を宿泊客数で割り返すと、税額は1人1泊あたり353.8円となりますが、事務局としては、今回の所要額の増額に伴いさらに税額を引き上げる考えはありません。宿泊税収の見込額である13.9億円との差額となる2,000万円は引き続き行財政改革の推進等で対応することを想定しています。

D 委員

確認ですが、宿泊者数約398.4万人は、宿泊日数を加味した数字でしょうか。

事務局

宿泊日数を乗じた延べ宿泊者数になります。

B 委員

令和6年観光客入込調査における宿泊客数だと思いますが、全ての宿泊施設から回答を得ている精緻な数字ではないため、人数が上振れする要素もあると考えます。

事務局

ご指摘のとおり、上振れする要素もありますが、12歳未満など課税免除の対象も含めた人数だという点では下振れする要素もあります。いずれにしても、大規模な宿泊施設には入込調査に協力してもらっているため、未回答や把握していな

い施設の影響はそこまで大きくないと考えています。

委員長

他に無ければ、この後に予定している報告書（案）にも制度内容が記載されていますので、改めて気づいた点がありましたら、その際にご意見等をいただきたいと思います。

それでは、検討会議の報告書（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から資料2及び参考資料2をもとに、検討会議の報告書（案）について説明した。

委員長

ただいま、報告書（案）の説明がありましたが、冒頭に申し上げたとおり、この報告書は、5月に予定している次回の会議で内容を固め、検討会議として町に提出することを想定しています。

基本的には、会議資料をもとにこれまで検討してきた経過をまとめているとのことですが、赤い下線の部分や、33ページの報告の部分事務局案として追加した箇所になりますので、それらを中心に検討していきたいと思います。

それでは、委員の皆さんからご意見やご質問をいただきたいと思います。考えを整理する時間も兼ねて、ここで5分間の休憩としたいと思います。

（ 休 憩 ）

委員長

それでは再開します。まずは、中間報告以降に追加された17ページから32ページまでの検討経過の内容について、確認事項等があればお願いします。

C委員

26ページの課税客体の※の記載についてですが、ただし書の内容をもう少し強調してほしいです。本来の許可、届出を得ていない施設であっても、宿泊料金を受けて宿泊行為を行う施設・住宅は対象となるのが、対象施設にしっかりと伝わるように、例えば、黒ポツの3つ目に追加することは可能でしょうか。

事務局

ただし書の部分については、表現を工夫するなどし、強調したいと思います。

B 委員

22 ページの財政見通しのうち、観光施策の充実に要する経費について、2 点追記をお願いします。1 点目は、HOT21 観光プランは令和 10 年度から改定されるため、この内容はあくまで現行計画に基づくものであること。2 点目は、観光施策の充実分の財源は、4.0 億円あれば十分というわけではなく、プランの改定に伴う内容の見直しや社会経済情勢の動向により変動する可能性があることをそれぞれ明記してほしいと思います。箱根町を訪れる国内観光客の 8 割程度が首都圏から来ていますが、例えば、近隣の競合団体が宿泊クーポンを発行した際に、箱根町が何もしないと観光客がそちらに流れてしまうため、状況に応じた施策も求められると考えています。

また、報告書の内容ではありませんが、普通税で導入すると注目度も高まると思います。その一方で、宿泊税が観光振興に活用されないのではないかとといった懸念が生じないように、箱根町の場合は、宿泊事業者の方からも、観光事業者と町民の両方に関わる施策にも使っていこうという意見が多く出ていることを、メディアを通じてしっかり発信していく必要があると思います。

事務局

22 ページは検討会議の資料をもとに作成していますので、基本的な内容は変えず、ご指摘の内容を補足する方向で調整したいと思います。

D 委員

報告書の表現を検討する前提になりますが、検討会議としては、普通税／目的税の両論を見据えて報告するのではなく、普通税として導入することが妥当という形でまとめる方向でよいでしょうか。

委員長

特にご意見等もないため、普通税での導入が妥当という方向で報告したいと思います。

C 委員

報告書のまとめ方に関して、新たな財源として宿泊税を導入することや、その制度内容案を報告することが全てであるような形は非常によろしくないと思っています。33 ページの文章とも関連しますが、宿泊税は、財源不足に対応するための現実的な方策の一つであるため、検討会議の報告としては、宿泊税に関する内容に加え、全ての観光客に負担を求める方

策を検討していかなければならないこともしっかりと報告すべきと考えます。

D 委員

今回は宿泊税に限って制度内容等を検討しましたが、観光客に負担していただく方策の検討は継続すべきである旨を報告書の中に記載する形になると思います。

その話とは別に、検討会議として宿泊税は普通税が妥当という形で報告する場合には、何か所か記載内容を修正する必要があると考えています。

資料1では、普通税の場合、①観光振興から③観光客も一定の受益まで充当可能という表現がありますが、普通税になると税収を何に使うのかを決める必要がなく、④町民対象や⑤行政運営の財源とすることも可能であるため、充当可能という表現は適切ではありません。なお、以前の会議では、若干矛盾するかもしれないが、仮に普通税で導入するとしても、何にでも使うのではなく、観光まちづくりの対象範囲の中で使っていく説明や整理は可能と発言しましたが、実際には難しいと考えています。このため、30ページの税収の使い道の2段落目のただし書の部分は、例えば、普通税として導入するため、使い道を特定することはできないが、これまでの議論を踏まえ、観光まちづくりの対象範囲における財政需要と税収とのバランスをしっかりと検討しながら活用していく、のような表現に工夫する必要があると感じています。

これに関連して、25ページの表でも、税収の使い道は観光まちづくりの対象範囲としていますが、普通税で導入する場合、そもそも税収の使い道という考え方がないため、修正が必要だと思います。ただし、新たな財源の使い道として想定する範囲を検討してきた経緯もあるため、観光まちづくりの対象範囲との対応関係を注視し、町民や事業者、観光客に説明するというような言い方も必要になるかと思っています。

委員長

制度面から見た表現に関する指摘ですが、国も消費税の引上分を福祉目的に活用するなど、普通税を特定の経費に活用しているため、制度と実際の運用が乖離している実態もあると思います。

D 委員

消費税に関しては、税率引上分を福祉目的に充てることを法律で明記しているため問題ないと思いますが、同様に条例

で規定しようとする、特別会計や基金設置のような運用面での新たな課題が出てくると考えます。

委員長

それでは、次に 33 ページの「11 おわりに」の部分について、文章の追加や削除、表現の修正に関するものなど、ご意見等があれば、よろしくお願いします。

C 委員

先ほども申し上げましたが、第三の「不断の検証と見直し」に関して、この検討会議が検討すべき内容は宿泊税の導入だけでなく、財源不足に対する新たな財源を見つけることだと思っています。このため、「宿泊税の導入後も、当該方策の検討を継続することを求めます。」ではなく、「宿泊税の導入に向けて一定の結論を得たが、その他の財源の検討は継続しなければなりません。」という締め括り方が適切であると考えます。

委員長

この検討会議は報告書の提出をもって終わりますが、まだ検討すべきことが残っているという内容にすべきというご意見でしょうか。

C 委員

検討会議の本来の目的を全うしておらず、結論をきちんと出せていないということが明確になるような表現でないといけないと考えます。

委員長

この点について、他の委員はいかがでしょうか。

A 委員

宿泊事業者の立場としては、宿泊税を導入して終わりではないという点は強調してほしいと思います。

委員長

時間がなく検討しきれなかったわけではなく、これまで様々な方策を検討したが、令和 10 年度以降の財源不足への対応としては他の方策は現実的ではなかったなど、なんらか文言を調整する必要があると思います。

B 委員

委員の皆さんはご存じだと思いますが、この検討会議は、最初から宿泊税ありきではなく、駐車場利用への課税をはじめ、宿泊客を大きく上回る日帰り客に対する課税についても真剣に検討してきました。ただ、現実問題として、導入には

多くのハードルがあり、令和 10 年度までに解決することは難しいことがわかったため、まずは宿泊税について、しっかりと議論してきたと認識しています。観光客に負担を求める方策については、これまでも町から、宿泊税が導入されたからそれで終わりではなく、引き続き、なんらかの形で継続していくという考えが示されてきたと理解していますし、報告書にもしっかりと盛り込まれているため、これを強調する形でよいのではないのでしょうか。

D 委員 第一の「使い道の透明性の確保」にも、先ほど指摘した 30 ページと同様の表現があるため、修正が必要だと思います。

C 委員 26 ページの図表 33 は、令和 6 年度末時点の宿泊施設数ですが、県のホームページ上には令和 7 年 12 月末時点の旅館業法許可施設として 715 件が掲載されているため、最新の数字に更新した方がよいのではないのでしょうか。

事務局 今回、検討会議の会議資料をもとに報告書（案）を作成しているため、どの内容を時点修正するかは検討が必要だと思います。

C 委員 そうであれば、27 ページの図表 36 を時点修正していることと矛盾するのではないのでしょうか。

事務局 当初は、所要額の考え方の中に、特別徴収事務交付金や基金を含んでいませんでしたが、これまでの意見等を踏まえつつ、本日の資料 1 をもとに整理した内容に時点修正しています。一方、宿泊施設数に関しては、これまでの会議資料をもとに議論してきたため、時点修正の必要はないと考えていますが、今回のご指摘を踏まえ、直近の状況は、資料に補足する形で修正したいと思います。

委員長 他にもご意見等があるかもしれませんが、次の議題もありますので、ここで一旦区切らせていただきます。なお、本日以降、報告書の内容に関して、ご意見をもらう機会を別に設け、次回会議までに、私と事務局で修正案を作成したいと思いますが、そのような形で進めてよろしいのでしょうか。

委員長	<p>(2) 全ての観光客から広く負担を求める方策の検討について</p> <p>次に、議題(2)全ての観光客から広く負担を求める方策の検討について、先行団体では、どのような検討を行ったのか、町側で参考資料を作成したとのことですので、意見交換の前に、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から参考資料3をもとに、他団体の検討状況や海外の事例について説明した。</p>
委員長	<p>先ほど、全ての観光客から負担を求める方策に関するご意見もいただきましたが、ただいまの説明を受け、確認事項等があればお願いします。</p>
B 委員	<p>海外では法体系も異なり、例えば、スイスのツェルマットはDMOが入域料のようなものをとっていたと記憶しています。これまでは、箱根町という基礎自治体で課税できる方法を中心に議論してきましたが、今回の調査結果を見ると、その範疇を超えた受益者負担のあり方も検討しないと難しい印象を受けました。また、受益者に負担を求めるのであれば、お金を払ってでも行きたいと思われるように、いただいたお金は魅力ある観光地作りに活用することが前提ですし、現在、神奈川県で宿泊税を導入する動きはありませんが、国際観光旅客税の引上げなどの動向も勘案する必要があると思います。いずれにしても、行政と民間事業者との信頼関係が重要であり、繰り返しになりますが、箱根町では宿泊事業者の方から、観光振興だけではなく、町民生活の向上に繋がる幅広い使い道にも活用していく意見も多く出ているという事実は、33ページに記載してもよいのではないかと思います。</p>
C 委員	<p>先行団体の調査結果では、飲食行為は、徴収コストが高いほか、住民との区別が困難となっていますが、飲食に課税することは可能ではないかと思っています。特に、飲食によりごみが生じることに對して負担を求めるという観点では、住民と観光客を区別する必要はないと考えます。</p>
委員長	<p>今回の報告書には、飲食行為への課税といった具体的な方策を盛り込むことは難しいと思いますが、いかがでしょうか。</p>

- C 委員 広く観光客に負担を求める方策について、検討会議が具体的にどこまで踏み込むかによろと思います。
- D 委員 今回は宿泊税に絞って検討しましたが、広く観光客に負担を求める方策の検討は今後も必要だという点は、この検討会議で広く合意していると思います。その先は、参考資料3の観光行動を一つずつ検討していく方法もありますが、全体の財源不足をどう賄うかという意味では、今回は検討対象としなかった日帰り客と宿泊客との入湯税額のあり方を整理する必要があるかもしれませんし、固定資産税の超過課税の位置付けも含めて、今後の財源確保策のあり方を継続的に見直していく必要はあると感じています。
- 委員長 他に、この件について、報告書に追加してほしい点があればお願いします。
特になければ、次の議題に移りたいと思います。
- C 委員 全ての観光客から広く負担を求める方策の検討については、これで終わりでしょうか。
- 委員長 私としては、そのように認識しています。
- C 委員 全ての観光客から広く負担を求める方策の検討という議題にも関わらず、事務局から他団体の事例の説明を受けただけで、今後どうしていくのかも議論していないため、検討すらしていない状況だと思います。
- 事務局 事務局が用意した資料を参考に、自由に意見交換していただき、最終的に33ページに追加する内容があるかどうかを検討してもらうことを想定していました。
- C 委員 この検討会議は5月が最終回となりますが、全ての観光客から広く負担を求める方策については、検討がされていないと受け止めています。例えば、この検討会議を延長するのか、また別の会議体を設置するのか分かりませんが、何となく検討事項が残っているのではなく、引き続きなんらか検討の場を設けなければいけないということが結論であり、そのことも報告しなければならぬと思います。

D 委員 財源確保策のあり方を継続的に検討していくことは大事ですが、会議体の延長や設置を行うのは町であり、我々が検討を継続するとは言えないため、例えば、検討することを強く求めるといって強調の方がよいのではないのでしょうか。

B 委員 この検討会議は、観光客に広く負担を求める方策を検討することからスタートしましたが、検討の結果、現実的な手段として宿泊税の制度内容を決定し、報告書としてとりまとめて提出することをもって、一度終わったほうがよいと思います。先ほど、信頼関係の話もしましたが、これまで専門部会をはじめ、宿泊事業者の理解や協力のもと検討を進めてきましたし、今後も協力が必要だと思います。そのような状況において、宿泊事業者から広く負担を求める方策の検討継続を求められているにもかかわらず、町がそれを反故にするようなことはないと思います。ただし、それは、この検討会議とは別の会議体で引き続き検討するほうがよいと思います。

C 委員 皆さんのおっしゃるとおり、本会議の報告として、財源が不足しているため宿泊税を導入すること、その詳細な制度案はこのような内容だということは一つの結論ですが、幅広く負担を求めなければならないが、それについては検討が最後までできていないということももう一つの結論になるかと思います。

委員長 全ての観光客から広く負担を求める方策の検討の記載内容を修正するというのでしょうか。

C 委員 修正するというよりは、今申し上げた内容をしっかり報告に盛り込んでいただきたいです。

D 委員 ご意見の趣旨は理解しましたが、これまで観光客に広く負担を求める方策の検討を行い、他団体の状況や技術的な課題等を踏まえ、現実的な手段として宿泊税の検討を進めるという結論に至り、中間報告以降は、具体的な制度内容等も検討し、一定の結論を得ていることは事実だと思います。そのため、広く負担を求める方策について、十分に検討しきれていないが、とりあえず宿泊税を提案しますという書き方はよく

ないと思うので、様々な検討の結果、現状においては宿泊税の導入が望ましいということを検討会議の結論にしつつ、ただし書で、広く負担を求める方策の検討継続を求める趣旨を入れるほうが望ましいと思います。

B 委員

仮に時間を戻して、中間報告の時点で宿泊税以外の方策も同時に検討すべきと判断すれば、もっと時間かけて他の方策を検討していたかもしれませんが、我々はそれを選択せず、まずは、実現可能な宿泊税の検討を進めるという意思決定をしたと思っています。広く負担を求める方策の検討を継続すべきという思いは同じですが、C委員を部会長とする専門部会を設置し、スピード感をもって熱心に調査審議するなど、これまで多くの方々が時間を費やし、真剣に検討してきたにもかかわらず、力不足で最後まで検討しきれませんでしたという結論は違うと思いますし、報告書を読んだ人にも、限られた期間の中で十分に検討を重ねた結果、結論に至ったことが伝わるような記載内容が望ましいと考えます。

委員長

それでは、本日の意見も踏まえ、報告書（案）の修正を行っていきたいと思います。

(3) その他**委員長**

次に、議題（3）その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から参考資料4をもとに、次回日程と報告書（案）の修正方法に関する事務連絡を行った。

委員長

報告書（案）修正等に関するご意見を今月末まで受け付けるとのことですが、行き違いを避けるためにメール等の文章でお送りいただきたいと思います。その後、私と事務局で内容を修正し、4月中旬を目途に修正案をお示しし、何度かやりとりさせていただきながらご意見を反映していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

他になれば、本日の議事はこれで全て終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

企画課長

4 閉 会

本日は、長時間にわたり熱心にご議論いただきありがとうございました。次回は、いよいよ区切りの回となりますので、引き続き、最後までご助言、ご協力をお願いいたします。

これで令和7年度第5回観光まちづくりの充実維持に係る財源の在り方に関する検討会議を閉会いたします。ありがとうございました。